

# 東武鉄道広告掲出審査判断基準

2022年4月1日現在

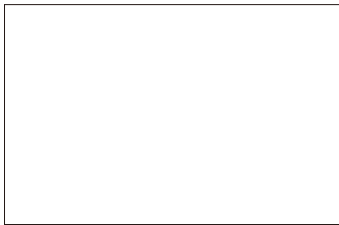
## ■ 東武鉄道広告掲出規則

1 消費者金融	中づり	同時掲出は、広告主数に拘らず1両当りB3換算6枚を限度とする。
	まど上	同時掲出は、広告主数に拘らず1両当りB3換算14枚を限度とする。
	ステッカー	電車/同時掲出は、広告主数に拘らず1両あたりステッカー一面数の20%を限度とする。 バス/窓ステッカーを除き不可。
	看板	同時掲出は、広告主数に拘らず同一駅の看板面数の20%を限度とする。
	駅貼り	同時掲出は、広告主数に拘らず同一駅のポスター面数の20%を限度とする。
ラッピングバス、車体広告、特急妻面ポスターおよびイベントは不可 自動改札機ステッカー:同一駅に連続月掲出不可、要意匠審査(抑えた色調とすること)		
2 パチンコ店	中づり	同時掲出は、広告主数に拘らず1両当りB3換算4枚を限度とする。
	まど上	同時掲出は、広告主数に拘らず1両当りB3換算7枚を限度とする。
	ステッカー	バスの窓ステッカー、電車のドアステッカーを除き不可。ただし電車のドアステッカーにて同時掲出の場合は、広告主に拘らずステッカー一面数の25%を限度とする。
	看板	同時掲出は、広告主数に拘らず同一駅の看板面数の20%を限度とする。
3 法律相談・債務整理等	中づり	特に制限しない。
	まど上	特に制限しない。
	ステッカー	妻窓ステッカーおよびドアステッカーを除き不可。ただし電車のドアステッカーにて同時掲出の場合は、広告主に拘らずステッカー一面数の25%を限度とする。
	看板	特に制限しない。
4 その他	中づり	特に制限しない。
	まど上	特に制限しない。
	ステッカー	妻窓ステッカーおよびドアステッカーを除き不可。ただし電車のドアステッカーにて同時掲出の場合は、広告主に拘らずステッカー一面数の25%を限度とする。
	看板	特に制限しない。
ラッピングバス、車体広告、ドア横・妻面・ドア上ポスター、およびフラッグ、イベントは不可。ドア上ポスターにて同時掲出の場合は、広告主に拘らずドア上ポスター一面数の25%を限度とする。		
その他ジャンル、金融機関以外の投資勧誘広告、美容整形、エステサロン、病院・医療機関等、墓地・葬儀場および宗教(但し沿線に所在する著名な神社仏閣は除く)は、電車車体広告、特急妻面ポスター、イベントは不可。		

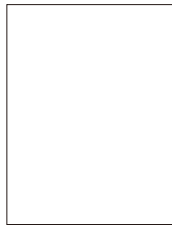
## 広告サイズ

### ■ 駅メディア

駅貼りB0(タテ103×ヨコ145.6cm)



駅貼りB1(タテ103×ヨコ72.8cm)

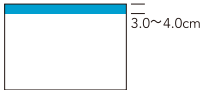


駅貼りB2(タテ72.8×ヨコ51.5cm)



### ■ 車両メディア

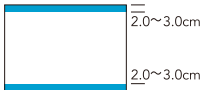
中づりB3(タテ36.4×ヨコ51.5cm)



中づりB3W(タテ36.4×ヨコ103.0cm)



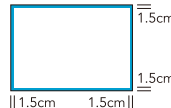
まど上B3(タテ36.4×ヨコ51.5cm)



まど上B3W(タテ36.4×ヨコ103.0cm)



ドア横・妻面B3(タテ36.4×ヨコ51.5cm)



### ■ バスメディア

車内額面ポスター(タテ36.4×ヨコ51.5cm)



キング板(タテ50.0×ヨコ190.0cm)



ワイド板(タテ60.0×ヨコ120.0cm)



車体後部(タテ45.0×ヨコ120.0cm)



窓ステッカー(タテ20.0×ヨコ50.0cm)



お申し込みにあたっての注意

※決定申し込み後のキャンセルは、キャンセル料が発生いたします。※掲出していただいた広告物のモニターを企画書・広告料金表等に使用させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。※天災地変および車両の検査等のやむをえない事情により、掲出の取り止め、もしくは表記掲出枚数と異なる場合がございますのでご了承ください。